

平成23年度

国の施策に関する提案書

平成22年8月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、平成23年度国庫予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年8月

中国地方知事会

鳥取県知事 平井 伸治

島根県知事 溝口 善兵衛

岡山県知事 石井 正弘

広島県知事 湯崎 英彦

山口県知事 二井 関成

目 次

I 地方行財政関係

- 1 地域主権の確立…………… 1
- 2 地方税財源の充実確保…………… 3

II 農林水産・商工労働関係

- 3 経済・雇用対策の充実強化…………… 5
- 4 地域農林水産業の振興…………… 7
- 5 食の安全・安心対策の推進…………… 11

III 国土交通関係

- 6 道路事業の推進と高速道路ネットワークの利用促進…………… 14
- 7 港湾整備事業の推進…………… 16
- 8 地方交通基盤の整備…………… 17
- 9 総合的な水資源対策の推進…………… 20
- 10 中山間地域の総合対策の充実強化…………… 22
- 11 高度情報化の推進…………… 24

IV 社会・文教関係

- 12 保健・医療・福祉の充実等…………… 26
- 13 医療制度改革への対応及び地域医療の確保等…………… 31
- 14 少子化対策、男女共同参画社会形成等の推進…………… 35
- 15 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化…………… 38
- 16 学校教育の充実等…………… 40
- 17 地域文化の振興及び文化財保護の推進…………… 42

V 環境・エネルギー関係

- 18 環境保全対策の推進…………… 43
- 19 資源エネルギー対策の推進…………… 47

VI 災害対策等関係

- 20 災害対策の推進……………49
- 21 国家的な危機管理体制の整備……………51

VII 領土・基地関係

- 22 竹島の領土権の早期確立等……………53
- 23 日本海における漁業秩序の確立……………55
- 24 岩国基地関連対策の推進・充実及び米軍機による低空飛行訓練の中止……………56

I 地方行財政関係

1 地域主権の確立

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、中小企業庁、国土交通省)

【理 由】

去る6月22日、今後の地域主権改革を推進する羅針盤ともいえる「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国と地方公共団体の関係を、「国が地方に優越する上下の関係」から、「対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップ」の関係へと根本的に転換するという理念が掲げられ、地域住民が主役として改革を推進するとの決意が明確に示された。

しかしながら、この大綱を具現化していくために必要不可欠である地域主権関連3法案については、地方が早期の成立を再三強く求めてきたにもかかわらず、次期国会での継続審議となったところであり、加えて、今回の参議院選挙を経て生じたいわゆる衆参「ねじれ」現象のもと、今後の法案審議を含め地域主権改革の動向が不透明な状況になっている。

こうした状況の中、政府においては、地域主権関連3法案を早期に成立させ、地域主権戦略大綱に掲げる課題の具体的な工程等を明確にした上で、多くの課題に確実に取り組み、地域主権改革を推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 地域主権関連3法案の早期成立

与野党双方で真摯に協議を行い、法案審議を早急に進めるなど、一日でも早く、「国と地方の協議の場」の法制化を含む地域主権関連3法案を成立させるよう最大限の努力を行うこと。

2 地域主権改革の着実な推進

地域主権戦略大綱においては、地方税財源の充実確保、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化など、広範な課題に関し一定の方針が示されたが、今後は、これらの課題の具体的な

目標・工程表の策定や各分野の制度設計を進めるに当たって、「国と地方の協議の場」等による地方の意見を十分踏まえて、真の「地域主権」改革につながるものとする。

3 国と地方の役割分担の明確化

国と地方の二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政体制を構築するために、国と地方の役割分担を一層明確にした上で、国の出先機関を廃止・縮小し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源の一体的移譲を前提に、可能なものから速やかに移譲するとともに、義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、廃止も含めより一層の抜本的な見直しを進めること。

なお、直轄事業負担金については、今後、平成25年度までの早い時期での制度廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないように配慮すること。

4 国と地方の十分な協議

法制化が進められている「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、実質的な協議が行われる、実効性のある場とすること。

特に、地方税財源の充実確保や、一括交付金制度等の地方行財政制度、「医療保険制度」及び「障害者福祉制度」などの新たな社会保障制度の制度設計等に当たっては、「国と地方の協議の場」を積極的に活用し、企画立案の段階から、地方の実情や意見を十分聴取するとともに、政策への反映を図ること。

2 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【理由】

平成22年度の地方交付税は出口ベースで約1.1兆円の増額が実現したものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善しておらず、地方財政は依然として厳しい状況にある。

こうした中、6月に閣議決定された「財政運営戦略」においては、国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善という目標を掲げ、新成長戦略の実行により、経済成長の実現を目指すとともに、地方交付税と国の一般歳出を合わせた歳出枠の抑制や、消費税を含む税制の抜本的な改革を行い、財政の健全化を目指すとされた。

地方は、これまで徹底した行財政改革に取り組んできており、財政健全化を進めるに当たっては、地方財政に一層の負担を課し、結果として国民生活に不可欠な行政サービスの維持さえ危うくなるようなことがあってはならない。

今後も地方が行財政改革を推進することは言うまでもないが、少子高齢化や地域経済活性化など地方の増大する役割に対応し、真の地方分権型社会を実現するために、地方が自由に使える税財源の充実確保を図ることが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地方交付税等の総額確保等

基礎的財政収支の改善という目標の下で地方交付税が大幅に削減され、地方の疲弊をもたらした過去の失敗を繰り返さないよう、「財政運営戦略」において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げ、地方にとって必要な一般財源総額の確保を図ること。また、法定率の引上げによる地方交付税の増額を実現し、それにより地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図ること。

さらに、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、地方交付税財源を別枠加算すること。

2 一括交付金の予算総額の確保と制度設計

ひも付き補助金の一括交付金化については、補助金制度の抜本的改革という観点から「政策誘導」や「ひも付き」という性質を排除し、国の事前関与を縮小するなど、地方の責任と判断で自由に使えるものとする。

また、一括交付金化に当たっては、国の一方的な財源捻出の手段とすることなく、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、配分に当たっては、財政力が弱く、社会資本整備が遅れた地方に配慮すること。

さらに、都道府県を介することなく国の出先機関等を通じて任意団体等に直接交付されている補助金については、地域振興に関するものなど、地方自治体が政策的な裁量を発揮すべき補助金等は廃止し、一括交付金化の対象とすること。

3 地方税源の充実強化

地域主権型の国づくりを実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方が担う役割に見合った税財源が十分確保されるよう、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

また、税財源の移譲に伴い、地方自治体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の復元・増額を基本として、財源調整及び財源保障のための制度を検討すること。

4 地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革

消費税の引上げを含む税制の抜本的改革に当たっては、地方において社会保障や住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供できるよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実を図ること。なお、地方消費税の引上げは、経済状況の好転と、さらなる行財政改革の断行を前提に、低所得者等の負担にも配慮した上で実現を図ること。

5 地方環境税など地方の税源確保の仕組みの創設

地球環境税などの地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策に地方自治体が果たしている役割を十分に踏まえ、地方環境税など地方の財源を確保する仕組みを創設すること。

6 景気回復と経済成長を見据えた財政運営

財政健全化のためには、歳出の抑制だけでなく、確実な景気回復と経済成長が不可欠であり、地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すなど、まずは新成長戦略を着実に実行すること。

また、これまで地方は、国が定めた税財政制度の枠組みによる制約の中で、徹底した行財政改革に取り組んできており、国においても、国自らの行財政改革を真摯に実行すること。

今後、地方財政対策をはじめ具体的な予算編成や一括交付金の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の実態や意見を十分踏まえること。

Ⅱ 農林水産・商工労働関係

3 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省)

【理由】

中国地域の景気は、緩やかに回復しているとの判断もあるが、依然、先行きは不透明である。

また、雇用情勢は、一部製造業などで新規求人の動きがみられるが、有効求人倍率が低水準で推移するなど厳しい状況が続いている。

このため、経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となった取組みが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 切れ目のない経済・雇用対策の実施

早期に安定した経済回復軌道に乗るため、時期を失しない継続した経済・雇用対策を行うこと。

2 地域経済の活性化と雇用回復につながる成長分野の推進

「新成長戦略」の中に位置付けられている「環境・エネルギー」及び「健康」「アジア経済戦略」「科学・技術・情報通信」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用回復につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ること。

3 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

とりわけ、経済危機対策の一環で創設された基金事業及び交付金については、国の強い関与の下、市町村等に直接補助等を行う事業が多く創設されており、実施に当たり混乱が生じていることから、地方がそれぞれの実情に即して弾力的に運用できるよう、権限及び財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うこと。

また、雇用能力開発機構の廃止により、地域の雇用対策に影響が及ぶことのないよう配慮すること。

4 若年労働者雇用対策の拡充

依然として厳しい雇用情勢の中、新規学卒者が就職未決定のまま卒業することが

ないよう、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者が、正社員として就職するための支援を一層強化するとともに、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

5 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護事業分野及び農林水産業分野は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であり、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

- (1) 介護事業分野においては、職員の能力や経験に応じた介護報酬の設定など安定的に質の高い人材を確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。
- (2) 農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

6 高年齢者、障害者及びニートの就労対策の拡充・強化

依然として厳しい雇用情勢の中、高年齢者、障害者、さらにはニートの雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。

4 地域農林水産業の振興

(総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省)

【理 由】

農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、燃油・飼料・生産資材価格の上昇、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

一方で、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益性や多面的機能に対する住民の期待が高まっている。

これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

また、国においては、農業の戸別所得補償制度を本格実施するとしているが、モデル事業等で明らかになる課題への対応も必要となっている。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 地方の実情に配慮した戸別所得補償制度の設計

- (1) 米、麦、大豆を対象とした農業の戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、中山間地域等の生産条件不利地域においても、十分な所得が補償されるよう、地域特性を考慮した単価設定とすること。
- (2) 地域農業の発展を図るため、集落営農法人など持続可能な経営体の育成を促進する加算措置を行うこと。
- (3) 野菜・果樹など、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産を推進できる制度とするとともに、十分な財源措置を講じること。
- (4) 漁業等の農業以外の分野についても、戸別所得補償制度を導入する場合には、早期に制度概要案を示すとともに、地方の意見や実情を反映させること。

2 中山間地域等における水田農業の持続的発展

- (1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が衰退することがないように、戸別所得補償制度における配慮と併せ、農地の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、さらには農村の振興を推進するための措置を講じること。
- (2) 「農地・水・環境保全向上対策」の定着に向けて、地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

3 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

4 農業農村整備事業の推進

- (1) 平成22年度の国の農業農村整備関係予算については、大幅に削減されているが、食料自給率向上の観点から、農業生産基盤整備事業の計画的な推進について格段の措置を講じること。
- (2) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農村地域の生活基盤整備事業の推進に格段の配慮をすること。
- (3) 中山間地域等における高付加価値型農業等の展開及び生産活動の維持継続を図るため、地域の実情に応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進すること。
- (4) 近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。

5 新たな担い手の確保・育成

- (1) 新規就農者に対する就農開始に当たっての施設整備等への支援のほか、当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。

6 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやDDGS（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じること。
- (2) 自給飼料生産の拡大を図るため、耕畜連携粗飼料増産対策等の各種支援措置の継続・充実を図ること。

7 WTO交渉及び経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉

- (1) 今後のWTO交渉においては、「農業の多面的機能の発揮」「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。
- (2) 重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。
- (3) 今後の経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉においても、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

8 国による関与・義務付けの廃止・縮小

- (1) 地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、例えば、農地の管理・利活用は地方が主体となっていくよう「2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用における大臣協議の廃止」「4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の都道府県への移譲」をするなど、国の関与を廃止し、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。
- (2) 国が直接実施したり団体等に直接交付するなど、地方分権の趣旨に沿わない事業を創設しないこと。

9 森林整備と木材利用を両立させる対策の充実

- (1) 環境税の創設等、森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度の創設を図ること。
- (2) 土地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進を図ること。
- (3) バイオマス利用など需要の多様化と製造業などの安定供給の要請に応えるため、木材の生産・流通・利用対策を拡充すること。

10 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。
- (2) 森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の借入を抑制する支援制度（定額補助制度）を継続すること。

11 松くい虫防除事業の推進

松くい虫被害対策については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

12 ポジティブリスト制度の見直し等

- (1) 残留農薬のポジティブリスト制度において定めた一律基準について、農薬ごとに評価を行い、適正な基準値を設定すること。
- (2) シジミへの残留農薬が一律基準を超過したことにより、出荷の自主規制等の問題が生じていることから、魚介類における基準値設定を早急に行うこと。
- (3) 漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により生じた漁業被害に対し、損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

13 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油価格や生産資材の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安

定を図るため、中山間地域特有の小規模産地でも対応可能な制度となるよう原油価格高騰対策や省エネ対策に係る交付金事業等の要件を緩和すること。

(3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

14 水産資源の管理・回復

(1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組みに対する支援を強化すること。

(2) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

5 食の安全・安心対策の推進

(内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省)

【理由】

食品表示に関係する法令には、JAS法、食品衛生法、景品表示法等多岐にわたり、行政としての整合性が十分に図られていない。

輸入食品の安全確保については、通関時の検疫が最も効果的であるが、国で行っている検査は輸入届出件数の約11%にとどまっていることから、引き続き検疫所における監視体制の充実を図る必要がある。

現在、国が示している残留農薬等の検査方法は、高額な分析機器の整備、高度な検査技術等を要するため、迅速かつ簡便な検査方法の早急な確立が課題となっている。また、加工食品中の残留農薬の違反判定手法等が明確でなく、消費者ニーズに十分応えられていない。さらに、残留農薬等について正しい理解が進み不安が払拭されるよう、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

牛海綿状脳症（BSE）対策の推進について、国は食品安全委員会の21ヶ月齢以上の牛を検査対象とする答申を受け、全頭検査を緩和したが、消費者の不安感を解消するため、科学的知見に基づいた説得力のある説明を積極的に行う必要がある。

また、現在、米国産牛肉の輸入が再開されているが、貿易条件を遵守していることを証する衛生証明書がない牛肉やソーセージが確認されるなど、消費者の信頼を大きく損ねていることから、輸入時の検査体制の強化などが必要である。

さらに、現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが、消費者の安心を得るためには、十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図るとともに、外食等で提供されている全ての牛肉についても、消費者が国産・外国産（原産国）を選択できる仕組みが必要である。

一方、国内の死亡牛BSE検査については、現在24ヶ月齢以上である検査対象月齢の見直しが検討されているが、科学的に説得力のある見直しを行うとともに、見直しに伴う農家負担が生じないよう措置を講じる必要がある。

高病原性鳥インフルエンザ対策の推進について、このように極めて伝播力が強く、迅速な対応が要求される家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病のまん延防止はもちろんのこと、国民の健康を守り、食の安全・安心に対する不安を払拭するための措置を講じることが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 食品安全行政の推進

(1) 複数の法で異なる表示項目等の整合性の確保について

食品表示に関係する法令はJAS法、食品衛生法、景品表示法及び不正競争防止法等と多岐にわたり、表示の要否や必要な表示項目、表示方法について、表示を見る消費者と表示を行う事業者の双方にわかりにくいことから、早急に関係法令の表

示項目等の整合性の確保を図ること。

(2) 監視体制の整備について

消費者にわかりやすく信頼される表示制度を実現し、生産から流通販売まで一貫した不正を見逃さない監視体制を整備すること。なお、トレーサビリティシステムの導入に当たっては、地方公共団体や生産者、流通販売関係者などに過度の負担が生じないよう国の責任において構築すること。

(3) 輸入食品の安全確保について

検疫所における検査体制をさらに充実強化し、輸入食品の一層の安全確保に努めること。

(4) 食品中の残留農薬等に関する検査法の開発等について

いわゆるポジティブリスト制度に対応した、多種類の農薬・動物用医薬品を迅速かつ簡便に検査する方法を確立するとともに、加工食品中の残留農薬等の違反判定について、検出値、原材料配合割合等から迅速で適確な違反判定ができる手法等を示すこと。

食品衛生法に規定する「違反した者の名称等の公表」について、違反の疑いがある場合又は違反判定まで時間を要する場合の具体的対応策をガイドラインとして示すこと。

(5) 残留農薬等に関するリスクコミュニケーションの推進

残留農薬等に係る規制について、消費者の理解を深め不安を払拭するため、国においてリスクコミュニケーションをさらに推進すること。

2 牛海綿状脳症（BSE）対策の推進

(1) 牛肉の安全性の確保体制に関するリスクコミュニケーションの推進について

BSE検査を含むBSE対策について、消費者の理解を深め不安を払拭するため、国においてリスクコミュニケーションをさらに推進すること。

(2) 死亡牛検査について

死亡牛の検査対象月齢の見直しにより、BSE検査経費や検査後の処理に係る経費について、地域の実態を十分踏まえ、これらの経費が新たな農家負担につながらないよう財源確保を図ること。

(3) 米国牛肉の月齢緩和問題について

現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国からなされているが、消費者の安心を得るため、十分な情報提供やリスクコミュニケーションの実施を図ること。

(4) 安心の確保対策について

国内のBSE対策の見直し及び外国（アメリカ、カナダ）からの牛肉の輸入条件の見直しに際しては、国民の安心を確保する観点から、十分な情報提供及びリスクコミュニケーションを実施すること。

3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

(1) まん延防止対策について

社会的・経済的に重大な影響をもたらす疾病であり、引き続き発生防止対策等に

必要な予算確保に努めること。

経済被害を最小限に食い止めるための早期診断体制を確立すること。

(2) 風評被害の防止について

風評被害防止のため、科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報を迅速に提供するなどの所要の対策を講じること。

Ⅲ 国土交通関係

6 道路事業の推進と高速道路ネットワークの利用促進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省)

【理由】

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であるが、その整備はいまだ不十分な状態にあり、今後活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するため、さらに緊急かつ計画的な道路整備が切望されている。

特に、国の骨格を形成する高速道路については、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、救急医療、有事の際の国民保護活動や大規模災害時に不可欠な社会資本であり、広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであるが、未整備の区間が多く残されておりミッシングリンクが生じていることは、国家的な損失である。高速道路ネットワークは、地域間格差を是正し、地域主権を確立するためにも、国の責任において、完成目標を明らかにした上で早期に優先的に整備すべきである。

また、国土交通省が公表している高速道路等の新たな料金制度は、近距離を走行する場合を中心に、ほとんどの利用者の料金が割高となり、特に本州四国連絡高速道路については、他の高速道路と比較して割高な上限料金が設定されており、平成21年3月以降の割引により現れている地域活性化の効果が失われることが危惧されていることから、制度の見直しを行う必要がある。

今後の道路行政の推進に当たっては、高速道路ネットワークをはじめ、都市部における環状道路の整備や中山間地域の生活道路など、地方が真に必要とする道路整備が実現するよう、地方の声に耳を傾け、その実態を反映し、予算配分は整備の遅れている地域や財政力の弱い自治体に配慮するなど、地方が主体的かつ計画的に取り組めるよう道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきである。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 高速道路ネットワークの早期整備と利用促進

国土の骨格である高速道路ネットワークは、新直轄方式、有料道路方式及び高速自動車国道の機能を代替する国道バイパスによる整備等、あらゆる方式を用いて、国家戦略として、国の責任において、全線早期に整備すること。

特に、山陰道の未事業区間については、早期に事業化するとともに、事業中区間についても、新直轄方式など、地方負担軽減のための財源措置を講じること。また、中国横断自動車道など事業中の高速道路についても、一層の事業促進と供用開始時期の

前倒しを図り、早期の事業効果発現に努めること。

さらに、道路利用者の利便性向上、地域の活性化、物流の効率化に寄与するスマートインターチェンジの整備、暫定2車線供用区間の4車線化を促進すること。

2 高速道路等の料金の適切な検討

本州四国連絡高速道路を含む高速道路等の新たな料金割引制度については、昨年3月以降の料金引下げによる地域活性化の効果を継続するためにも、関係自治体の意見を十分に踏まえ、高速道路等を活用した地域間交流の促進の妨げとならぬよう、また、地域住民の暮らしや経済活動を支える総合的な地域交通網が将来にわたりバランスよく維持確保できるよう、十分な検討を行うこと。

加えて、高速道路の原則段階的無料化に向けた社会実験の実施においては、観光客の増加による地域活性化等の効果のみならず、フェリーをはじめ、鉄道、バス等の公共交通機関や二酸化炭素排出量の増加等による環境への影響などについて適確に調査・検証するとともに、その結果を平成23年度以降の見直しに反映させること。

3 地域高規格道路等の整備促進

国土の均衡ある発展を図るため、高規格幹線道路と一体となって都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の物流拠点の連絡等に資する地域高規格道路、国道、さらには地域の生活を支える地方道の整備を促進すること。

4 安全・安心で災害に強く、誰にでも使いやすい道路の整備促進

安心して住める国土を実現し、よりよい生活環境を確保するため、より安全で、災害に強く、高齢者や障害者にも使いやすい道路の整備を一層促進すること。

5 真に必要な道路整備のための予算確保

道路整備は、国、地方がそれぞれの役割に応じて計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を十分確保すること。

特に、平成23年度以降段階的に実施される一括交付金について、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方の工夫を行い、必要な社会資本整備が着実に実施できるよう、整備に必要な予算の総枠を確保すること。

また、その配分に当たっては、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

7 港湾整備事業の推進

(総務省、財務省、国土交通省)

【理由】

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図っていく必要がある。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて、災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。このためには、港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

さらに、国際的港湾保安対策の要請の高まりから、港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 特定重要港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域との競争や連携が進展する中で中国地方産業の国際競争力を強化するとともに、都市の再生、循環型社会の構築を通じて、より良い暮らしの実現を図る観点から、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

2 地方港湾の整備充実

生活関連施設の色合いが強い地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾にあっては、地域の産業を支える基盤整備が必要であることから当面、国の公共事業予算の配分基準の見直しを行い、港整備交付金制度の拡充を図るなど、地方が必要とする港湾整備を促進すること。

3 維持修繕事業の充実

- (1) 既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに、最有効活用を図る観点から、港湾管理者が維持管理計画に基づく自主的・自立的な施設管理を行えるよう現行制度の改善を図ること。
- (2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

4 港湾の保安対策の充実・強化

平成14年12月のIMO（国際海事機関）における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策を的確に実施する観点から、港湾管理者の負担を軽減し保安体制の充実・強化を図ること。

8 地方交通基盤の整備

(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【理由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は、地域住民の安定した生活の場を確保し、定住条件を確立するのみならず、国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また、中四国横断新幹線の整備とその実現のためのフリーゲージトレインの段階的整備等高速鉄道網の整備は、中国地方のみならず四国を含めた新たな経済文化圏を形成し、活力を高めるために必要である。

高速道路の料金引下げは、広域的な交流・連携を促進し、地域の活性化につながる反面、フェリー等に対し、経営面に大きな影響を与えていることから、事業者が引き続き事業を継続できるよう、支援措置が必要である。

各県の地方空港は、それぞれの地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、各社とも会社全体の経営状況悪化を受けて、路線の休止や縮小などの動きが相次ぐなど、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

地方空港の国際化や利用者のニーズ、さらには今後の利用客の増大に対応するため、空港施設の拡充・整備が必要であるが、「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」において、地方空港整備のための財政措置が抑制されている。

また、施設の耐震化・浸水対策や、C I Q（税関、入国管理、検疫、動物検疫、植物検疫）体制の整備・充実が不可欠である。

羽田空港再拡張後の発着枠配分に当たっては、地方活性化及び国土の均衡ある発展を図る観点から、国内航空路線への優先的かつ供用開始時での十分な規模の発着枠の確保が必要である。

また、境港や浜田港など日本海沿岸を中心とした地域は、韓国、中国、ロシアなどに向け地理的な優位性があり、北東アジア諸国を結ぶ玄関口（ゲートウェイ）と位置付けることができる。両港には環日本海貨客船やR O / R O船が就航しているが、各国の通関制度、手続きに違いがあるなど、効率的な国際物流を進める上で障壁が多い状況である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 JR在来線の輸送力の増強

JR在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上を促進すること。

2 JR地方交通線の維持存続

JR地方交通線の維持存続、利便性及び安全性の向上に対する指導及び支援を行う

こと。

3 高速鉄道網の整備

中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るために、総合的な高速鉄道網の早期実現を図ること。

4 地域の実情に応じた生活交通の確保

過疎・中山間地などの地方バス路線等生活交通の維持・確保のために必要な措置を講じること。

5 地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や鉄道軌道輸送整備に向け、支援制度の充実・強化を図ること。

6 離島航路の維持

標準欠損額算定に用いる標準賃率・単価等の改善及び離島航路の維持に必要な支援制度の充実を図ること。

7 フェリー等への支援

フェリー事業者等の事業継続を可能にするため、価格競争力支援、低利融資等経営維持支援、運航効率化等競争力強化支援、航路活性化支援等、所要の支援措置を講じること。

また、これらに対して地方が当面の措置として単独で支援策を講じる場合も、国の責任において、適切な財政措置を講じること。

8 地方空港の施設拡充・整備

就航率の向上、運航遅延の解消等のため、地方空港の施設拡充・整備を促進すること。

9 空港機能の健全な保全

滑走路等の空港基本施設、アクセス施設（トンネル・橋梁）、護岸等の耐震化・浸水対策を促進するとともに、老朽化した既存施設の適切な維持・更新により空港機能を健全に保持すること。

10 C I Q体制の整備

C I Q体制を整備し、要員の強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下、C I Q退職職員の効率的な再雇用を図るとともに、広域的・効率的な活用やその仕組みづくり等、具体的な改善策を早期に樹立すること。

11 地方空港整備の促進

空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し、地方空港の整備を促進すること。

12 発着枠の確保

平成22年の羽田空港D滑走路完成により、今後羽田空港と地方空港間の需要は大幅に拡大されるものと見込まれることから、羽田空港再拡張後の昼間時間帯の拡大枠について、十分な規模の発着枠を確保するとともに、航空会社への発着枠配分に当たっては、政策的に地方路線への誘導を行うこと。

13 地方航空路線の維持

- (1) 地方航空路線を維持するため、地元自治体が行き組む事業について、新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を負うとともに、運航事業者も含めた協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

14 国際物流環境の整備

- (1) 北東アジア各国間において、C I Q体制を充実させるとともに、迅速な手続きを確保すること。
- (2) 特に、ウラジオストク港において、通関手続きの透明化と迅速な対応について、ロシア政府に働きかけること。

9 総合的な水資源対策の推進

(総務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省)

【理由】

近年、全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

しかしながら、水資源の開発は、長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため、利水事業者は、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、利水施設の完成後においては、多くの場合、未売水の保有、水原価の高騰等の事態に直面している。

特に、工業用水道事業においては、用水需要の低迷等により経営環境は極めて厳しい状況下に置かれている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 ダム建設の促進

2 水源地域対策の強化

- (1) 水源地域対策の円滑な推進を図るため、水源地域対策特別措置法による整備事業メニューの拡大・改善を図ること。
- (2) 補助ダムにおける生活再建対策に必要な措置を講じること。

3 上水道事業に係る財政措置の改善・充実

長期的な上水道整備への支援及び上水道事業高料金対策の充実を図るとともに、老朽化した既存水道施設の建設改良、更新を促進するための措置を講じること。

4 先行水源等に対する支援措置

「先行水源等の当分の間十分な用水需要の見込めない工業用水道事業」を対象として、国において、経営基盤強化のために必要な措置を講じること。

5 地方債制度の改善・充実

長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、公債費負担のさらなる軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度において、資本費基準を引き下げるなど、対象条件の緩和を実施すること。

6 工業用水道事業の料金制度の改善

料金原価に見合った料金設定や地域の実情に応じた料金設定が行えるよう、基準料金の見直しや地区別料金の設定による料金平準化など、料金制度の改善を図ること。

7 県境を越える上下流連携による水源林整備への支援

流域全体による水源林整備のため、地方財政措置の拡充等による財源確保対策を講じるとともに、下流域に立地する企業等が負担する水源林整備費に対する税制上の優遇措置など、複数県にまたがる上下流の連携を促進する新たな制度を創設すること。

10 中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、中山間地域は、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど中山間地域を支えてきた住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を活かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが必要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解のもと、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

4 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

5 企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

6 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の著しい増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

7 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

8 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11 高度情報化の推進

(内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省、警察庁)

【理由】

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、国民本位の電子行政の実現や地域の絆の再生などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提となる地理的情報格差の是正等の地域情報化推進を図るため、情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体が行う地域情報化への取組みに対する支援措置を拡充すること。

2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援

情報通信格差是正のため、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。

4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、電子申請の利用に当たって障害となっている法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組みの充実を図るとともに、基盤となる公的個人認証サービスの普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進すること。また、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

5 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進すると

ともに、地域においてITを活用した先進的な取組みが広く展開されるようモデル事業などの充実を図ること。

6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

7 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

(1) 中継局の整備促進等

アナログ放送が終了する2011年7月までに、受信不能地域が発生することがないように、国の責任において、中継局の整備や共同受信施設の新設・改修を促進する支援措置の拡充などを実施し、住民や自治体に過大な負担が生じないように十分な対策を講じること。

(2) 新たな難視聴地域の解消

「新たな難視聴地域」の解消について、国の責任において、住民や自治体に過大な負担が生じないように十分な対策を講じること。

なお、やむを得ず、衛星利用による暫定措置を導入する場合には、適切な周知広報活動を行うとともに、中継局整備等の正規の対策により暫定措置を早期に解消するよう努めること。

(3) 経済的弱者の地上デジタル放送受信のための支援

経済的弱者に対する地上デジタル放送受信支援について、国の責任において、対象世帯への情報提供が確実に行われるよう効果的な周知広報活動を行うとともに、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、アナログ放送受信の態様に配慮した機器の給付やアンテナ工事等を適切かつ早期に実施すること。

(4) 国の相談体制の整備

デジサポ等の相談窓口について、国の責任において十分な体制を整備し、住民から寄せられる相談について自治体等に負担が生じないように万全の方策を講じること。

IV 社会・文教関係

12 保健・医療・福祉の充実等

(総務省、財務省、厚生労働省)

【理由】

急速な少子・高齢化の進行、あるいは生活習慣病の増加等疾病構造の変化等を背景に、認知症や寝たきりなど要介護者の増加、社会保障負担の増大等が深刻な社会問題となってきた中で、すべての人が健康で安心して暮らせるいきいきとした健康・福祉社会を実現するためには、介護保険制度の円滑な運営、認知症高齢者対策の充実や高齢者の住まいの確保対策の整備が必要である。

一方、団塊の世代の高齢化による高齢者の急激な増加を目前にして、中山間地域が大半を占める中国地方では、高齢者の8割強を占める健康な高齢者が地域社会を支える役割を積極的に担うシステムづくりの必要性が高い。

また、国においては、いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した国民健康づくり運動（健康日本21）を、平成12年度から推進されているが、この運動の目標を達成するためには、国・地方を通じ、行政や民間等多様な実施主体の連携による健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

国は、医療費適正化の推進について、生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付けているが、地方公共団体や医療保険者等が効率的な健康増進、疾病予防対策を推進できるよう地域・職域保健の連携の強化が必要である。

介護保険制度については、平成21年4月に報酬改定が行われたところだが、安定的な運営を推進するためには、介護人材の確保に向けた従事者に対する処遇改善等への的確な対応や、増大する介護給付費に対応した国の財政措置が必要である。

障害者施策については、障害者や保護者・事業者などの関係者、市町村からの様々な制度改善を求める強い要望を受け、利用者負担の軽減や障害者自立支援法の円滑な施行のための特別対策等が行われてきたが、十分に進んでいない状況にある。

現在、国においては、障害者制度改革の推進のための基本的な方向と今後の進め方が示され、必要な法整備等が進められることとなるが、障害者の自立を支援するため、障害程度区分の見直し、障害児通園施設利用料の軽減、地域生活支援事業への財政支援の拡充、及び発達障害児・者への支援については、速やかな対策が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる21世紀にあっては、高齢者を豊かな能力と意欲を持つ者としてとらえ、生涯を通じ、地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要

がある。

こうした生涯現役社会の実現に向け、団塊の世代を含めた中高年からの健康づくりや社会参画のしくみづくりについての省庁横断的な具体的対策を掲げた、次期「高齢社会対策大綱」を策定すること。

2 認知症高齢者対策の確立

- (1) 深刻化する認知症高齢者問題に対処するため、発症予防や治療に関する調査研究の積極的な推進、医療・介護現場の実態を踏まえた人材の確保と資質向上、地域における支援体制の構築に向けた、具体的な施策の検討を行うとともに、診療報酬や介護報酬への適切な評価についても検討を行うこと。
- (2) 認知症介護指導者養成研修については、今後、受講者の増加が見込まれることから、研修機会の拡大とともに、研修場所の地理的な配慮など受講者の負担軽減を図ること。

3 高齢者の住まい対策

有料老人ホームと適合高齢者専用賃貸住宅については、利用者処遇が適切に確保できるよう設備、人員等基準について、具体的な基準の解釈を示すなどの方策を講じるとともに、指導監督権限を明確にすること。

4 保健・医療・福祉施策の充実

- (1) 壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。
- (2) 保健医療技術者の安定的確保のため、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。
- (3) 社会福祉施設職員等社会福祉事業従事者の養成及び資質向上対策を充実し、その安定的確保及び定着を図ること。
- (4) 生活福祉資金貸付事業「不動産担保型生活資金」について、不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関を整備するとともに、貸付元利金が回収できない場合の国による原資補てんを行うこと。
- (5) 介護福祉士国家試験の受験資格の変更に当たっては、働きながらの600時間の養成施設研修が困難な現任介護職員について、介護職場の従事者確保に支障が生じないよう研修期間中の代替職員派遣事業の継続実施など、現任者が受験しやすい措置を講じること。
- (6) 介護保険や医療保険における低所得者への負担軽減制度については、世帯単位で負担能力を判断することとなっているが、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないように、長寿医療制度、障害者福祉サービス、保育料のように、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断するよう見直すこと。

5 健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

- (1) 効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理

栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。

- (2) 「健康日本21」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。
- (3) 生涯を通じた健康指導等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

6 特定健康診査・特定保健指導の充実

- (1) 特定健診の評価や特定保健指導の方法について科学的な実証の積上げを行い、地方自治体等に対し、情報の提供を行うこと。
- (2) 受診率向上のため、受診内容が受診者にとって魅力的なものになるよう科学的根拠を踏まえつつ健診項目を見直すこと。
- (3) 健診や保健指導のデータを早期に地方自治体で利活用できるようデータ集計の流れを改めるとともに、国での分析結果を早期に還元し、施策の企画立案や行政指導に活用できるようにすること。

7 日本脳炎ワクチンの安定供給

日本脳炎ワクチンについてすべての接種希望者が安心して接種可能となるよう、安全なワクチンを安定供給できる体制を早期に整備すること。

また、積極的勧奨の差し控えにより接種を見合わせたために、定期接種期間を超過した者で接種を希望する者に対して、定期接種と同等な接種体制が組み込まれるよう措置すること。

8 子宮頸がん予防ワクチン接種

子宮頸がんは、検診受診とワクチン接種でほぼ予防できるがんであり、検診受診率向上に向けた取組みとともに予防効果が実証されているHPVワクチンを誰でも等しく接種できるよう、国において公費助成などの対策を講じること。

9 ハンセン病問題対策の推進

- (1) ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。
- (2) ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望されるの方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても十分な支援・協力を行うこと。
- (3) ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じること。

10 介護保険制度の円滑な運営のための支援等

- (1) 介護・福祉人材確保のため、平成21年4月の介護報酬改定による処遇改善の効果を踏まえ、次期報酬改定において適切な見直しを行うこと。

なお、きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置

している実情があることから、それに見合った介護報酬となるような制度を設定すること。

- (2) 介護職員処遇改善交付金については、平成23年度末までとされているが、その後の介護職員の賃金を維持するためにも、次期介護報酬改定においては、介護労働を適正に評価した報酬とすること。

また、介護給付費の増大が見込まれることから、被保険者の負担軽減や地方公共団体の財政負担に対する十分な財政措置を講じること。

- (3) 改正介護保険法の施行により、予防重視型システムへの転換が図られたところであるが、予防給付や地域支援事業が円滑に実施されるよう、実施状況を踏まえ、人材の育成・確保対策等について、十分な支援策を講じること。

11 介護療養病床転換の方向

介護療養病床の転換については、病床廃止方針の凍結が示された後、廃止の方針が変わらないとの大臣発言があるなど、介護現場に混乱を招いていることから、早急に方向性を示すこと。

なお、療養病床の再編に当たっては、医療ニーズを有する患者に対して必要な医療がとぎれることがないように、円滑な移行措置への支援を行うこと。また、医療療養病床から老人保健施設等への転換に伴う介護保険費用の増加分について、被保険者や地方公共団体の負担が過大とならないよう、十分な財源措置を行うこと。

12 障害者施策

- (1) 障害程度区分の見直しにおいては、特に、知的障害者や精神障害者の障害程度区分が低くなっている現状を踏まえ、生活実態が障害程度区分に反映されるよう、認定調査項目や判定基準、勘案項目等の改善を早期に行うことにより、身体障害者に比べて知的障害者・精神障害者が低い区分認定となることなく、かつ、地域間で差が生じないようなきめ細やかな精度の高い基準とすること。

- (2) 障害児の利用者負担を算定する際の世帯の範囲が、世帯全員とされているのに対し、障害者の利用者負担の場合は本人及び配偶者とされており、また、保育所の保育料の場合は原則として保護者とされ、不均衡が生じている。については、障害児の利用者負担を算定する場合の世帯の範囲も保護者のみとすること。また、障害児通園施設の利用者負担について、保育所の多子軽減措置制度と同様に、同一世帯において他に保育所等に通所している児童を養育している場合における2人目以降の児童の障害児通園施設利用料を軽減する制度を創設すること。

- (3) 障害児・者が地域で生活し、社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。

地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、これらの事業を十分実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。

- (4) 発達障害については、発達障害者支援開発事業の成果等を踏まえて、発達障害の障害特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練等のサービス体系

の検討をすること。

- (5) 障害者自立支援法に代わる新たな障害福祉制度が、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供ができるものとなるよう、制度の創設に当たっては、障害者自立支援法の施行状況や特別対策事業の実施状況等を十分に踏まえ、障害当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。また、制度の施行準備に支障がないよう早期の情報提供や十分な準備の確保、新制度に対するためのシステム改修や制度周知等に係る財源措置を行うこと。

13 特定疾患治療研究事業に係る国庫所要額の確保

特定疾患治療研究費補助金（難病患者に対する医療費助成制度）については、国庫所要額の財源確保が不十分であるため、都道府県の大幅な超過負担となっていることから、十分な財源確保が図られるよう措置すること。

13 医療制度改革への対応及び地域医療の確保等

(総務省、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)

【理由】

現在、国において、後期高齢者医療制度の見直しや市町村国保の広域化などの医療保険制度改革が検討されているが、県民生活や地方公共団体の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものであり、制度設計・運用に当たっては地方公共団体や現場の意見を十分反映させることが必要である。併せて、国において、良質な医療提供体制の確立や医療費適正化の推進などに取り組む必要がある。

初期臨床研修の必修化を契機に、医師の地域偏在及び診療科偏在により、離島や中山間地域及び産科、小児科などの特定診療科で医師不足が深刻化している。また、看護職員についても、離島・中山間地域や中小病院を中心として、深刻な看護職員不足が生じている状況であり、健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供が極めて困難になっている。こうした問題は地方だけでは解決できないことから、国において積極的な対策を講じていく必要がある。

また、国立病院機構の医療施設は、広域を対象とした高度又は専門医療など、国の政策として担うべき医療（政策医療）を行いつつ、病診連携等の地域に根ざした医療を目指す方向で設立されたものであるが、独立行政法人化に伴い、今後、各施設にあつては、これまで以上に効率的・安定的な財務運営が求められており、今後の医療提供体制の整備・充実に支障をきたすことが懸念される。

がんについては、中国地方において、死亡率が第1位の病因であるが、化学療法や放射線療法等を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少ないなど、これら専門医や外科医の養成・確保は急務である。

また、世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

さらに、指定要件の充足が困難ながん診療連携拠点病院が指定からはずれたが、がん医療の均てん化を進めるためには、「地域の実情に応じた指定要件の見直し」が必要である。

救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 医療保険制度改革への対応等

(1) 医療保険制度改革について

医療保険制度の設計・運用に当たっては、地方の実情を踏まえるとともに、地方

公共団体や現場の意見を十分反映させること。

特に、新しい高齢者医療制度については、地域保険としての保険者機能が確保され、持続可能で安定した制度となるよう制度設計を行うこと。また、市町村国保の広域化については、一律に推進するのではなく、地方の自主的・主体的な取り組みを最大限尊重し、国としての支援等を行うこと。

(2) 医療費の適正化の推進

医療費適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切な対策を講じるとともに、保険者に対する確実な財政支援措置を継続すること。

(3) 療養病床の再編成

療養病床の再編成に当たっては、介護療養型老人保健施設等について、現に療養病床に入院している患者の受け皿として機能するよう、必要に応じて人員基準や介護報酬の見直し等を行うこと。また、転換助成制度については、転換年度によって助成額が異なることのないよう、必要な財源を確保すること。

2 医師等の確保対策の推進

(1) 診療報酬の充実、医師の勤務条件の充実

産科、小児科などの特定診療科の医師やへき地医療、救急医療などを担う医師が確実に確保できるように、医療費の負担のあり方を考慮しつつ、実効性のある診療報酬の見直しを行うこと。

(2) 地域医療等に関する医学教育の取り組み

地域医療を担う医師の重要性に鑑み、必修化も含め大学医学部における地域医療教育を充実すること。

(3) 医師の適正配置及び入学定員枠の拡大

近年、医学部定員の拡大が図られているが、産科、小児科やへき地医療、救急医療など医師が不足する分野に誘導する仕組みを構築すること。

また、医師の地域偏在や特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、医学部定員数の拡大に柔軟に対応すること。

特に、大学医学部の緊急臨時的な医師養成数の増を恒久的な措置とするとともに、地域枠をさらに拡大すること。また、入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が都道府県に義務付けられているが、奨学金制度の運営にかかる経費について、地方財政上の措置を講じること

(4) 女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の幅広い就業体制を整備するとともに、離職者のための再就業支援の更なる充実を図ること。

(5) 病院勤務医師の勤務環境改善への取り組み

救急医や産科・小児科医などの病院勤務医の就労環境の改善が急務であり、医師や看護師・助産師の増員、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直し等、財源を含めた支援策を検討すること。

また、開業診療所医師に対する、救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

なお、医療従事者の手厚い配置に向けた指導や診療報酬等による誘導策は、就業環境の改善や、より質の高い医療の提供につながるものと考えられるが、対応を委ねられる個々の医療機関にとって、医師や看護師の確保が極めて困難な状況の中で、直ちにその実現を図るのは至難であり、国において、こうした実態を踏まえ、計画的・段階的に改善を図る取組みを検討すること。

(6) 国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動の展開

受療者である国民に対して、医療を提供する側の努力だけでは、医療体制を維持・確保していくことが困難な状況があることを明確に示し、国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動を展開すること。

(7) 中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め、中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として、当該地域での従事医師に限定した国内外での長期研修制度等を創設すること。

(8) これまで大学医局が果たしてきた医師偏在の調整機能を、臨床研修病院全体で担う仕組みの創設

「マグネットホスピタル」の考え方を拡充し、臨床研修病院全体で地域医療支援のための人材を確保・供給する仕組みを創設すること。

(9) 医師偏在の是正につながる専門医制度の見直し

地域医療に必要な専門医や総合医を確保するため、関係学会や医師会等との連携による計画的な育成・供給システムの検討を行うなど、医師偏在の是正につながる専門医制度の見直しを図ること。

(10) 看護職員の確保対策の推進

看護職員の養成、勤務環境改善による離職防止、再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実を図ること。

(11) 我が国が目指す医療についての国民合意の形成

医療へのアクセスも含めた国民が求める医療提供体制と、それに要する資源の確保や負担のあり方について、考えられる政策選択肢の提示と国民合意形成に向けた取組みの推進を図ること。

3 国立病院機構の医療提供体制の充実

岩国・福山・東広島・米子の各医療センター等について、医療提供体制の抜本的な整備・充実を図ること。

4 がん医療の充実

(1) がん医療を担う医師の育成・確保

がんの化学療法や放射線療法を専門とする医師を育成するとともに、がんの手術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

(2) 新薬の開発、保険適用の拡大

がん治療に係る新薬の速やかな開発、承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。

(3) がん診療連携拠点病院の指定

がん診療連携拠点病院の指定更新に当たっては、地域の医療供給体制や病院間の役割分担などの実情を踏まえること。

5 メディカルコントロール体制の整備促進

- (1) 気管挿管実習の患者の理解を促すため、引き続き、国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに、国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。
- (2) 救急救命士の実習受入を促進するため、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに、万一、実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

14 少子化対策、男女共同参画社会形成等の推進

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【理由】

少子・高齢化、国際化、高度情報化の急速な進展、国内経済活動の成熟化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、社会経済情勢が大きく変化する中、将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成していくことが重要な課題となっている。

とりわけ、合計特殊出生率は依然として低い水準にとどまっており、少子化に一層の拍車をかけるとともに、長期的には社会経済全般への影響が懸念される場所である。その要因として、男性の育児時間の短さや、出産した女性の就業が困難であることなどが挙げられており、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくりをはじめとした、国・地方公共団体・事業者が一体となった総合的、計画的な少子化対策を一層推進していく必要がある。

また、児童虐待防止法等の改正により、市町村や児童相談所の果たす役割が重要化されるとともに、取扱件数や被虐待児である児童の入所増加により、児童養護施設等も含めた体制の強化等を図る必要がある。

青少年が日常生活において接するテレビなどの各種メディア情報は、青少年の知識や理解力を高め、情操を育むなど有用なものがある反面、性的な描写や暴力・残虐表現などの映像が、青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行動や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがある。

また、ケータイ・インターネットの急速な普及などに伴い、このような有害情報等に触れる機会が増大することにより、青少年による事件や青少年が犯罪被害に遭う事件が多発するなど、早急な対応が求められている。

近年、DV被害者相談が急速に増加してきており、迅速かつ広域的に対応できる体制を推進していくことは極めて重要な課題となっている。DV対応は、広域的な対応が必要であるとともに、基本的人権を確保する上で生活保護制度と同様に国レベルでの統一した基準を設け、ナショナルミニマムを確保する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた国民各層のコンセンサスづくり、普及啓発の促進
男女共同参画の意識の浸透を図るため、世代別、ライフステージ別に、国民の実行動につながるような説得力のある普及啓発を一層推進すること。
- 2 次世代育成支援のための国民運動の推進
社会全体で子どもを生き育てることの意義・素晴らしさを共有し、あらゆる主体の

参加と連携により子育てを応援するための機運の醸成が図られるよう、国を挙げて意識啓発を推進すること。

3 地域における子育て支援施策の充実、仕事と育児の両立支援に係る企業の取組み促進に向けた施策の充実

- (1) 幼稚園・保育所と小学校の連携や放課後子どもプランの取組み促進に当たっては、地域の実情に応じた取組みが展開できる制度とするとともに、制度の充実を図ること。
- (2) 幼保一体化については、保育所、幼稚園、利用者などのさまざまな意見があることから、国民的な理解を前提とすること。
- (3) 中山間地域や離島地域などのへき地において幼児や児童生徒の実情に応じた多機能な子育て支援を促進するため、十分な財源確保を図るとともに、小規模なへき地保育所に対する採択基準を緩和すること。
- (4) 安心こども基金については、基金の目的に応じた有効な活用が図られるよう、基金の積み増しと期間延長を行うとともに、事業実施に係る裁量を広く都道府県に認めること。なお、基金の設置が、新待機児童ゼロ作戦の重点的な取組みのための緊急措置であることに鑑み、地方公共団体に生じる負担に対して、必要財源措置を確実に行うこと。
- (5) 低年齢児保育の拡大や延長保育、一時預かり事業等保育施策の一層の拡充を図ること。
- (6) 児童自立援助ホームの運営措置費を、施設運営に必要な最低限の職員数が確保できるよう見直すこと。
- (7) 企業において、従業員が子育てしやすい職場環境づくりのための誘導策の充実を図ること。
- (8) 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置などの支援策の充実を図ること。

4 妊娠・出産・育児に係る負担軽減の措置

- (1) 子ども手当を含む経済的支援や子育てサービス等について、国と地方の役割分担や経費負担の在り方などが「地域主権戦略会議」や「子ども・子育て新システム検討会議」等において議論されているが、乳幼児及びひとり親家庭等の医療費公費負担制度を国の制度として創設するとともに、子ども手当等全国一律で支給され、地方に裁量の余地のないものについては、国の責任において全額国庫で実施すること。
- (2) 地方が独自に行っている乳幼児医療費助成制度については、国で事業化すること。また、国事業化されるまでの間、現在の国民健康保険療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
- (3) 子どもを望む夫婦が安心して不妊治療が受けられるよう、保険診療適用の拡大又は特定不妊治療費の助成額の増額、所得制限の緩和を行うこと。
- (4) 将来にわたって安定的に妊婦健康診査の公費助成が継続できるよう、必要な財源措置を行うとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後の制度設計に当たっては、地方公共団体から意見聴取を行うとともに速やかに情報提供を行うこと。

- (5) 保育所の保育料について、国庫負担基準における保護者負担割合の引下げ等を行うこと。特に多子世帯の保育料について、同時入所の有無にかかわらず軽減を図ること。

5 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童養護施設への被虐待児童等の入所の増加に伴いきめ細やかなケアが必要なことから、現行の施設職員の配置では対応が困難となっており、配置基準等の見直しを行うとともに、ケアの小規模化を推進するため、地域小規模児童養護施設の指定要件を緩和すること。
- (2) 児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに児童相談所、市町村及び児童養護施設等の体制強化を図ること。対策強化に当たっては、地方公共団体や児童養護施設からの意見を十分反映させること。

6 教育費の負担軽減のための奨学金制度の充実

教育費について保護者の経済的負担の軽減を図るため、奨学金制度の一層の充実を図ること。

7 青少年を取り巻く環境の整備

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び同法に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」を踏まえ、有害情報に関する苦情や意見、相談の取扱システムを早急に整備し、広く国民の関心を高めるなど、多くの国民が参加する運動となるよう積極的に取り組むとともに、学校、家庭、地域の連携・協働による情報モラル教育の一層の充実を図ること。

8 DV被害者自立支援策に関する自治体間での一定の施策水準の確保

DV被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないように、一定の施策水準の確保を行うこと。

9 DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討

DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。

15 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(財務省、厚生労働省)

【理由】

原子爆弾被爆者は、被爆後65年を経過した今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進む中でひとり暮らしや寝たきりなど介護を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者対策には解決すべき多くの問題が残されている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実すること。

1 介護施策の拡充強化

平成23年度には、被爆者全員が65歳以上となり、介護保険の第一号被保険者となる。

については、訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限の撤廃や、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するとともに、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講じること。

2 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響により、がんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要性がますます高まっていることから、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容について、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図ること。

3 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること。

4 医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性に鑑み、被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために創設された老人保健事業推進費等補助金の充実など、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公

共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じる等の配慮をすること。

さらに、法定受託事務である被爆者援護事務について必要な人件費を負担すること。

5 原爆症認定制度の見直し及び審査の迅速化

昨年12月に制定された「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則に基づき、高齢化し病気に苦しむ被爆者が救済されるよう、原爆症認定制度を早期に見直すこと。

また、この原爆症の認定に係る審査に当たっては、高齢化した被爆者の現状に鑑み、より一層速やかな審査を行うこと。

6 在外被爆者の援護の推進

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入や、在外公館等から被爆者健康手帳及び手当等の申請が可能となるなど、改善が図られてきた。

さらに、本年4月からは、在外公館等から原爆症の認定申請が可能となった。

しかし、医療の面においては、国内の被爆者に比べ十分な援護が受けられているとはいえず、居住国における実情に即した援護の充実が求められている。

については、居住国における医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、早急に必要な措置を講じること。

また、在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

7 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

については、その置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

16 学校教育の充実等

(財務省、文部科学省)

【理由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、21世紀を担う子供達の教育環境の整備・充実を図る必要がある。

また、平成22年度から、国が自らの政策判断により全国一律に高校授業料の実質無償化を実施しているにもかかわらず、公立高校に係る交付金算定では、従来地方公共団体が行っていた授業料減免分について、引き続き地方負担が残ることとなった。

さらに、私立高校については、就学支援金が創設されたものの、引き続き保護者負担が残る場合があるなど、公私間格差解消という実勢面での対応が十分図られていない状況である。

また、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与している。

現在、国においては、行政刷新会議による国立大学法人運営費交付金の事業仕分けの判定結果を受けて、国立大学法人の在り方に係る検証が進められているところである。

このような状況の中で、地方国立大学が、地域において果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性のもとで、少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

2 必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、学習指導要領の改訂、特別支援教育の充実、多様化・深刻化する問題行動、キャリア教育などといった様々な教育課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

3 公立学校の施設整備の促進

県及び市町村が計画的に進める耐震化などの学校施設整備を促進すること。

4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高等学校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私学の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、改築に係る国の支援制度を創設するなど、より一層の施策の充実を図ること。

5 高校授業料の実質無償化

(1) 公立高校については、従来地方公共団体が行ってきた授業料減免などの施策にかかわらず、国の責任において、全額国負担とすること。

(2) 私立高校については、公私間格差解消という観点から、就学支援金の拡充を図ること。

6 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

17 地域文化の振興及び文化財保護の推進

(財務省、文部科学省、文化庁)

【理由】

少子高齢化、情報化の進展など社会の急激な変化により、価値観の多様化が進み、人と人とのふれあいが希薄化しつつある中で、地域における住民共通のよりどころとして郷土への誇りや愛着を深め、協働・共生社会の基盤となる文化の果たす役割は重要となっており、「文化を大切にする社会」の構築が求められている。

こうした中、平成14年12月の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」及び平成19年2月の「第2次の同方針」が、国において示され、県・市町村においても「文化を大切にする社会」の構築に向け、高度化・多様化する地域の文化ニーズに対応した文化芸術振興施策を総合的に推進するとともに、社会全体で文化を振興するための社会環境整備についても推進する必要がある。

また、我が国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない文化財の保存と活用は、心豊かな生活の源となるとともに、優れた文化の創造と発展の基礎となるものである。文化財は極めて数が多く、広く全国に分布しており、平素から周到な注意をもって保存に当たる必要があり、各地方公共団体においては、国と一体となって総合的に文化財の保存と活用を図っているところである。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地域の特性を生かした文化事業等に対する支援の充実

- (1) 地方公共団体等が実施する、地域の芸術鑑賞機会の拡充、地域の特性を活かした文化事業等に対する支援を充実すること。
- (2) 芸術文化振興基金への拠出金を増額し、地域文化団体に対する助成の充実を図ること。
- (3) 公立文化施設の改修に必要な支援策を講じること。

2 文化財の保存と活用に必要な支援措置の拡充

- (1) 国において行う文化財保護に係る予算の増額を図ること。
- (2) 文化財の保存と活用に必要な支援措置の拡充を図ること。

V 環境・エネルギー関係

18 環境保全対策の推進

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)

【理由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、瀬戸内海の藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため、瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後更に水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があると考えられる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など汚水処理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策などの技術開発が必要である。また、地球温暖化対策を推進するため、京都議定書に定める目標、さらには、国が掲げている中長期的な温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、温室効果ガス削減及び森林吸収源対策の具体的な方策と着実な実施が必要である。

工場跡地の再開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持って防除を実施する必要がある。そのため、国は、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施するとともに、効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備に努める必要がある。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要な財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっており、現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

2 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図り、公園施設の利活用を促進するため、老朽化した施設の再整備や地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設の計画的な整備を促進すること。

3 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
 - ア ヨシ原、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取り組み
 - イ その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。
 - ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - イ 赤潮、アオコなどのプランクトンやユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進
 - ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

4 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効ある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) ダイオキシン類に汚染された底質の処理技術を早期に確立すること。
- (4) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の円滑な施行を図るため、国は、具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての

手法を早期に示すとともに、制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。

(5) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制を早急に整備すること。

5 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

6 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

平成13年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」等に基づき、低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、水素自動車や燃料電池車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

7 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進し、京都議定書に定める目標を達成するため、平成20年3月に閣議決定された改定後の「京都議定書目標達成計画」に基づき、省エネルギー・新エネルギー対策や森林吸収源対策等の総合的な事業を強力に推進するなど、実効性のある方策の構築と実施を図るとともに、国が掲げる中長期的な排出削減目標の達成に向けた具体的な方策等を明確に示すこと。

また、地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策を推進するため、地方自治体の温暖化防止対策に活用できる新たな地方税を創設すること。

なお、地球温暖化対策のための税の創設に当たっては、特定の地域や産業への過度の負担が生じることのないよう、十分に検討を行った上で導入すること。

- (1) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者に向けた普及啓発を始め、省エネルギー・新エネルギーの新技术の開発や利用促進等を推進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (2) 「森林吸収源10ヶ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林の果たす役割、公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステムの構築に向けた積極的な取組みを行うこと。
- (3) 民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進母体制を整備するとともに、地域協議会が行う特色ある取組みに対し支援を行うこと。

8 土壌汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保すること。

9 特定外来生物の防除の推進

- (1) 防除の公示を行った特定外来生物については、国が責任を持って生息状況等の調査及び防除を実施すること。
- (2) 国は効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めること。

10 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（日本、韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学スモッグ発生予報が可能な予測システムを構築すること。

11 アスベスト対策の充実・強化

(1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実

- ア アスベスト関連疾患に係る専門医の養成や市町が実施する検診事業の拡充などへの財政的支援措置の創設
- イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
- ウ アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定

(2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等

- ア 私立学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
- イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
- ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立

(3) アスベスト廃棄物の適正処理方策の確立

- アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設

12 政府の日本海対岸諸国からの海岸漂着ごみ対策への一体的な取組み

- (1) 海岸漂着物処理推進法が制定されるとともに、平成23年度まで地域グリーンニューディール基金による財政措置が講じられているところであるが、特に外国由来の海岸漂着ごみの処理対策については、恒久的な財政上の十分な措置を含めて、国の責任において早期に施策を策定し、実施すること。
- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海岸漂着ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

19 資源エネルギー対策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省)

【理由】

国においては、国民生活の安定と経済活動にとって極めて重要なエネルギーの安定供給に鋭意取り組まれており、自治体としてもこのような国のエネルギー基本政策を理解し、協力してきているところである。こうした中で、今後は従来にも増して地球環境問題にも的確に対処しながら、長期的視点に立った総合的な資源エネルギー対策を推進することが必要である。

しかしながら、原子力発電を巡っては、プルサーマルによる発電が本格的に開始され、また、40年を超える運転が行われている。さらには、島根原子力発電所における保守管理の不備問題が発覚したことなど、国の安全規制体制をはじめ、原子力発電所の安全性や検査制度の在り方、核燃料サイクルを巡る課題などに対して、引き続き国民の高い関心が寄せられている状況である。

このため、今後原子力施設の安全確保対策の強化と併せて、原子力に関する透明性の確保、積極的な情報公開など、国民の信頼回復に取り組み、国民的な合意形成に向けた住民理解の促進を図ることが必要である。

また、発電所の立地や運転に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が必要不可欠である。

さらに、原油価格の急激な変動など昨今の厳しいエネルギー情勢を踏まえたエネルギーの安定供給の確保や、地球温暖化対策等の環境保全の重要性が一層高まっており、再生可能なクリーンエネルギーである新エネルギー等についても、さらに開発利用の促進を図る必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 原子力発電所に係る安全対策の推進

国や原子力関係機関の一貫した責任ある体制のもとに、次の事項について原子力発電所に係る安全対策の推進を図ること。

(1) 原子力政策への国民意見の反映

原子力政策のあり方について、公正中立な情報の提供や徹底した情報公開、立地地域等でのシンポジウムの開催等により、国が前面に出た十分な説明責任を果たすとともに、政策決定過程への国民参加や国会審議を経るなど、政策に国民の意見を反映できる仕組みづくりを進めること。

(2) 原子力発電所の安全性、信頼性の確立

原子力発電所の安全性、信頼性を確立するため、事業者の安全管理や品質保証活動が充実・強化されるよう指導し、国の安全審査や評価体制が適切に機能するよう、安全審査の充実や審査内容の情報公開に積極的に取り組むこと。

(3) 原子力発電所の耐震安全性

新たな耐震審査指針に基づき、厳正かつ速やかに既設の原子力発電所の耐震安全性の確認を行い、必要に応じ、事業者に対する対策の指示を行うこと。また、その確認結果について国民に分かりやすい説明を実施すること。

(4) 新たな検査制度の運用

新たな検査制度の運用に当たっては、検査間隔の変更を含む事業者の検査計画全般について、高経年化の程度などプラント毎の特性に応じ、慎重かつ厳格な審査を行うとともに、安全性向上についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保すること。

(5) 核燃料サイクルの合意形成

核燃料サイクルについては、国の責任において、国民に原子力政策大綱の策定過程における議論を分かりやすく示すなど、十分な説明を行い、国民的合意形成に努めること。

(6) 輸入MOX燃料の安全性の確認と情報公開

輸入MOX燃料の安全性について、輸送を含めて国は厳正かつ適切な確認・審査を行うとともに、事業者の品質保証体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と情報の公開に努めること。

2 電源立地対策の推進

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図るとともに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長し、引き続き原発立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。

(1) 交付単価の引上げや交付期間の延長等を図ること。

(2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

3 地域における新エネルギー等の開発利用の促進

(1) 再生可能エネルギーの開発・導入及び環境問題への的確な対応を促進するため、地域における新エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するとともに、技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

とりわけ、現在検討が進められている「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に当たっては、発電事業者をはじめ関係者の意見を十分反映するとともに、新規発電設備の設置がさらに促進されるよう補助制度も含めて制度設計を行うこと。

(2) 再生可能エネルギーの有効利用を促進するため、平成22年度より始まった「次世代エネルギー社会システム実証事業」の対象地域の拡大や、今後詳細が検討される総合特区制度の充実など、地域の取組みを積極的に支援すること。

VI 災害対策等関係

20 災害対策の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、財務省、厚生労働省、
農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省)

【理由】

災害に対して安全で安心できる国土をつくることは、安定した国民生活に不可欠である。中国地方ではその自然的、社会的条件から、平成18年の台風第13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。このため抜本的な治水・高潮対策の推進が必要である。

また、土砂災害については、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されているが、中国地方においては、近年では平成21年、22年に集中豪雨による土砂災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

さらに、発生が懸念される「東南海・南海地震」や、それ以外の全国どこでも起こるおそれがある地震にも対応するため、中国地方の各県においても防災基本計画や近年の災害事例などを踏まえ地域防災計画を見直すとともに、各種防災対策に関する施策を講じているところであるが、災害に強いまちづくりの推進や減災に向けた取組み、地震災害発生後の効果的な応急対策の実施などの観点から、さらなる各種防災対策事業の充実を図る必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

2 総合的な土砂災害対策の推進

- (1) 国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。

- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、警戒避難体制の早急な確立につながる「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行なうため、引き続き砂防関係基礎調査の着実な事業実施を促進すること。

3 地震等大規模災害対策の推進

- (1) 地震等大規模災害に強い国土構造の構築を図るため、災害時に代替機能を果たすことのできる交通基盤として、地方における道路、空港、港湾の整備・充実を図るとともに道路管理用の情報ネットワーク設備を利用した災害時の緊急情報通信ネットワークの整備を図ること。
- (2) 地震発生直後における広域的かつ総合的な支援体制の早期確立を図るための全国的な防災情報通信ネットワークシステムの整備及び災害時における緊急通報回線の確保を行なうとともに、県・市町村による防災通信ネットワークの新設・再整備等を促進すること。
- (3) 県・市町村が行う防災対策事業が円滑に推進できるよう、地震防災行政を総合的かつ強力に進めるとともに、地方における総合的な広域応援体制の確立を促進すること。

4 被災者に対する支援制度の充実

被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、被災者生活再建支援制度をさらに改善するとともに、被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害については、別途の対応策を講じること。

21 国家的な危機管理体制の整備

(内閣官房、総務省、厚生労働省、農林水産省)

【理由】

昨今、武力攻撃事態対処法をはじめとする有事関連法が成立するなど、有事に備える基本的な法体制が整ったところであるが、我が国が武力攻撃事態等に至った場合には、国民の理解と協力のもと、国・地方が相互に協力して国民の保護のために対処することが肝要である。

また、昨年、国内で発生した新型インフルエンザについては、弱毒性のものであったが、その対応については各方面から様々な課題が指摘されており、今後発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザに備えた対策が必要である。

さらに、家畜伝染病である口蹄疫が宮崎県で発生し、約29万頭の牛や豚を殺処分する、国内の家畜伝染病の発生としては未曾有の大災害となるなど、国全体の問題として対処すべき事態が続発している。

一方、こうした事態に対して、国においては、初動体制の遅れが指摘されるなど、必ずしも迅速・的確な危機管理体制が整備されたとは言い難い状況であり、早急に国家的な危機に対する管理体制を構築する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 国家的な危機管理体制等の整備

(1) 迅速・的確な危機管理体制の整備

国全体として対処すべき危機が発生した場合においては、国において、早期の初動体制を確立するなど、迅速・的確な危機管理体制を整備すること。

その際には、各省庁の役割分担を明確化するとともに、必要に応じて、国の統一的な対処組織を設けること。

(2) 適切な情報提供

地方公共団体への迅速で適切な情報提供を行うとともに、国民への正しい知識・情報を提供し、風評被害の防止等に努めること。

(3) 地方公共団体を実施する対策への支援

地方公共団体が行う専門的な人材の養成などの体制整備や危機に対応して実施する対策について、国において、的確に支援を行うこと。

2 国民保護への対応

(1) 国民保護への財政支援

武力攻撃事態等への対処は、国家全体の問題であり、国が責任を持って必要なものは負担すべきである。このため、地方公共団体の平時の取組み（訓練、事務、調査、資機材整備等）についても、財政的な支援をすること。

(2) 国民保護訓練への技術支援等

国民保護は、自然災害と違い訓練を通じてしか体制づくりやその検証ができないため、訓練を通じた運用面及び組織面での体制づくりが特に重要となる。

このため、地方公共団体の訓練実施の負担を軽減するための支援と国民保護に従事する職員養成のための専門的研修を実施すること。

(3) 国民への普及啓発

住民（外国人を含む）が自ら知っておくべき国民保護に関する基本的知識や個人防護措置について、住民に分かりやすく情報を提供するなどその普及啓発に努めること。

また、国民保護措置の実施において、住民の自発的協力は、大変重要である。特に、消防団、自主防災組織及び自治会などは主要な役割を果たすことが期待される。このため、国においてもこれら活動に対して、平素から積極的な支援を行うこと。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が全国一斉整備されることから、システム運用の前提として、住民への事前周知が不可欠となる。このため国においても、積極的な普及啓発に努めること。

3 新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る対応についての十分な検証も踏まえて、あらゆる病原性の新型インフルエンザについて、地方公共団体との十分な事前協議の下、法整備を含めた国家的危機管理としての対策を推進すること。

4 口蹄疫対策

(1) 感染経路の究明と万全な侵入防止対策の構築

感染経路は未だに究明されておらず、感染経路を早急に究明するとともに、今後の侵入防止対策に万全を期すこと。

(2) 「家畜伝染病予防法」の改正と「口蹄疫防疫指針」の改訂

時限立法として公布された「口蹄疫対策特別措置法」の理念に基づき、「家畜伝染病予防法」について早急に改正すること。さらに今回の発生を受けて「口蹄疫防疫指針」についても早急に見直すこと。

Ⅶ 領土・基地関係

22 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省)

【理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

加えて、全国の小学生、中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは極めて重要であると考えている。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決も含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

日韓両国政府間で行われる排他的経済水域の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。

2 広報普及活動

北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を例えば内閣府に設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

3 学校教育における指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

4 国境離島に対する支援

国境に位置する離島については領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

23 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁)

【理由】

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2 暫定水域の資源管理等の推進

排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4 漁場機能維持管理事業の継続実施

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されているため、新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金の後継事業である漁場機能維持管理事業の予算確保と継続実施を行うこと。

24 岩国基地関連対策の推進・充実及び米軍機による低空飛行訓練の中止

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米兵犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

また、米軍機の低空飛行訓練による騒音や事故への不安等により、住民の平穏な生活が乱されているという現状を改善していかなければならない。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 岩国基地関連対策

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

(1) 米兵犯罪防止対策の強化

米軍人等による犯罪を防止するため、米軍人等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

(2) 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

(3) 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、交付資産の範囲を拡大し、固定資産税相当額を交付するとともに、国有財産台帳価格の評価替えの期間を、固定資産課税台帳価格の評価替え期間と同様の3年ごととすること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

2 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じること。

(1) 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。

(2) 低空飛行訓練が行われないよう措置すること。